

## 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料表

別表 1

非住宅建築物（建築物 1 棟あたり）

単位：円（税込み）

床面積	評価方法	非住宅建築物の用途の手数料		
		①. ホテル、病院、集会所及びこれらに類する用途	②. ①③以外	③. 工場 ※
300 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	176,000	110,000	88,000
	モデル建物法	88,000	55,000	44,000
300 m <sup>2</sup> 超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	220,000	154,000	110,000
	モデル建物法	110,000	77,000	55,000
1,000 m <sup>2</sup> 超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	264,000	176,000	132,000
	モデル建物法	132,000	88,000	66,000
2,000 m <sup>2</sup> 超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	418,000	286,000	220,000
	モデル建物法	209,000	143,000	110,000
5,000 m <sup>2</sup> 超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	528,000	352,000	264,000
	モデル建物法	264,000	176,000	132,000
10,000 m <sup>2</sup> 超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	660,000	418,000	308,000
	モデル建物法	330,000	209,000	154,000
20,000 m <sup>2</sup> 超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	814,000	528,000	396,000
	モデル建物法	407,000	264,000	198,000
50,000 m <sup>2</sup> 超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	1,034,000	682,000	506,000
	モデル建物法	517,000	341,000	253,000
100,000 m <sup>2</sup> 超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	1,210,000	825,000	715,000
	モデル建物法	715,000	528,000	418,000
200,000 m <sup>2</sup> 超え	標準入力法 主要室入力法	1,595,000	1,045,000	880,000
	モデル建物法	990,000	660,000	528,000

※ 建築物の用途で工場等とは、評価対象が照明設備のみである工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

別表2

住宅（一戸建ての住宅）

単位：円（税込み）

一般審査	基準適合書類がある場合
33,000	5,500

別表3

住宅（共同住宅等）

単位：円（税込み）

種別		手数料	備考（加算の要件等）		
住宅のみ	住宅戸数が一戸のみの場合	一般	33,000		
		審査省略可能な場合	5,500		
	住宅部分の申請に戸数が係る戸数（住戸）	一般	2～10戸以下	$33,000 + N \times 8,800$	
			11～30戸以下	$66,000 + N \times 5,500$	
			31戸以上	$132,000 + N \times 3,300$	
審査省略可能な場合		$N \times 3,300$	※Nは適合証必要戸数を示す		
住棟のみ ①又は②+③	住宅戸数が一戸のみの場合①	一般	33,000		
		審査省略可能な場合	5,500		
	住宅部分の全戸数（住戸）②	一般	2～10戸以下	$33,000 + M \times 7,700$	
			11～30戸以下	$66,000 + M \times 4,400$	
			31戸以上	$132,000 + M \times 2,200$	
		審査省略可能な場合		$M \times 3,300$	※Mは全戸数を示す
	共用部の床面積の合計（共用部）③	300㎡以内		33,000	
		300㎡超～1,000㎡以内		55,000	
		1,000㎡超～5,000㎡以内		110,000	
		5,000㎡超え		165,000	
住棟+住戸 ①又は②+③+④	住宅戸数が1戸のみの場合①	一般	33,000		
		審査省略可能な場合	5,500		
	住宅部分の全戸数（住戸）②	一般	2～10戸以下	$33,000 + M \times 7,700$	
			11～30戸以下	$66,000 + M \times 4,400$	
			31戸以上	$132,000 + M \times 2,200$	
		審査省略可能な場合		$M \times 3,300$	※Mは全戸数を示す
	適合証の必要住宅戸数③	②の一般のみ		$N \times 1,100$	※Nは適合証必要戸数を示す
	共用部分の床面積の合計（共用部）④	300㎡以内		33,000	
		300㎡超～1,000㎡以内		55,000	
		1,000㎡超～5,000㎡以内		110,000	
5,000㎡超え		165,000			

#### 別表 4

##### 別表 1 から別表 3 以外の料金

単位: 円 (税込み)

1. 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、別表 1 の料金に別表 2 又は別表 3 の料金を合計した額とする。
2. 再発行料金は、1 通につき 5,500 円とする。
3. 変更申請の料金は、別表 1 から別表 3 の料金に 0.5 を乗じた額とする。
4. 増改築において既存部分の B E I 値をデフォルト値 1.2 とした場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積を適用する。ただし、デフォルト値 1.2 を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積を適用する。